収入印紙

工事請負契約書

発　注　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿と

受　注　者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿とは

この契約書により工事請負契約を締結する。

1．工　事　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2．工 事 場 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3．工 事 内 容＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

4．工　　期　　着　手＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

完　成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

5．工事を施工しない日又は時間帯＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6．請負代金額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

うち工事価格（取引に係る消費税の額を除く額）　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

取引に係る消費税の額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

7．支 払 方 法　　発注者は請負代金を現金払又は銀行振込の方法により次のように受注者に支払う。

この契約成立のとき　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

部　分　払　第１回　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

第２回　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

完成引渡しのとき　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

8．検査及び引渡時期　　完成の日から＿＿＿＿＿＿＿＿日以内

9．「特定商取引に関する法律」の適用の有無

（注）「有」を選択した場合には、「特定商取引のクーリングオフに関する別紙」（クーリングオフに関する規定が赤枠の中に赤字で印刷してある別紙）を、この請負契約書と一体化して綴り、割り印を押して、注文者に交付してください。

（イ）有　　（ロ）無

この契約の証として本書２通を作成し、当事者が記名押印のうえ各１通を保有する。

＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

発注者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

受注者　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

以下に署名又は記名押印する監理者は、以下に定める監理者の責任を負うことを承認して、ここに記名押印する（監理者をおく場合に限り記載する）。

監理者　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（監理者の責任）

監理者は、この契約の対象となる工事について監理業務（建築士法第２条第８項で定める工事監理並びに同法第18条第３項及び第20条第３項で定める工事監理者の業務を含む。）を受託し、この契約が円滑に遂行されるように協力するとともに、以下のとおり履行する。

1　監理者は発注者に代って、この契約の履行に必要な次の事務を扱う。

①　受注者の提出する工事費内訳明細書、工程表、その他仕様書に明示した書類を調査して承認する。

②　実施計画に基いて、施工に必要な詳細図、現寸図、その他の書類を作り、工程表によって適当な時期に受注者に交付する。また受注者の作る工作図、模型などを検査して承認する。

③　施工一般について受注者に指図する。

④　工事材料と工作の検査をし、試験又は工事の施工に立会う。

⑤　図面、仕様書などに基いて工事の出来形検査と完成検査を行い、引渡しに立会う。

⑥　受注者の提出する部分払請求書を工事の現状に照して技術的に調査する。

⑦　工期又は請負代金額の変更の書類を技術的に調査する。

⑧　この工事とこれに関連する他の工事との綜合調整にあたる。

2　前項各号の一について、受注者が指図、検査、立会などを求めたときは、監理者は直ちにこれに応ずる。

3　工事についての当事者間の協議は、監理者に連絡して行う。

4　監理者は発注者の承認する代理人を定めて監理させることができる。このときはあらかじめ受注者に通知する。

5　監理者は現場係員を使用することができる。このときはあらかじめ受注者に通知する。現場係員は工事場に駐在し、監理者の指図をうけて専ら施工を監督する。

第１条（第三者の損害） 施工のため、第三者の生命、身体に危害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、受注者はその処理解決に当たる。ただし発注者の責めに帰すべき事由によるときはこの限りでない。

2　前項に要した費用は受注者の負担として工期は延長しない。ただし発注者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、その費用は発注者の負担とし、必要によって受注者は工期の延長を求めることができる。

第２条（危険負担） 天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって、工事の出来形部分、工事仮設物、工事現場に搬入した工事材料、建築設備の機器又は施工用機器について損害が生じたときは、受注者は、事実発生後速やかにその状況を発注者に通知する。

2　前項の損害で重大なものについて受注者が善良な管理者の注意をしたと認められるものは、発注者がこれを負担する。

3　火災保険、建設工事保険その他損害をてん補するものがあるときは、それらの額を損害額より控除したものを前項の損害額とする。

第３条（完成及び検査） 受注者は、工事を完了したときは、設計図書のとおりに実施されていることを確認して、発注者に対し、検査（発注者が立会いを監理者に委託した場合は、監理者の立会いのもとに行う検査）を求める。

2　検査に合格しないときは、受注者は、工期内又は発注者（発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）の指定する期間内に、修補し、又は改造して発注者に対し、検査（発注者が立会いを監理者に委託した場合は、監理者の立会いのもとに行う検査）を求める。

3　受注者は、工期内又は設計図書の指定する期間内に、仮設物の取払い、後片付け等の処置を行う。ただし、処置の方法について発注者（発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）の指示があるときは、当該指示に従って処置する。

4　前項の処置が遅れている場合において、催告しても正当な理由がなくなお行われないときは、発注者（発注者がこの項の業務を監理者に委託した場合は、監理者）は、代わってこれを行い、その費用を受注者に請求することができる。

第４条（請求、支払） 契約書の定めるところにより受注者が部分払の支払を求めるときは、監理者の承認を得て、請求書を支払日５日前に発注者に提出する。

2　工事完成後、検査に合格したとき、受注者は発注者に請負代金の支払を求め、発注者は契約の目的物の引渡を受けると同時に、受注者に請負代金の支払を完了する。

第５条（工事の変更） 発注者は必要によって工事を追加もしくは変更し、又は工事を一時中止することができる。

2　前項のとき請負代金額又は工期を変更する必要があるときは発注者、受注者が協議して定める。

第６条（工期の変更） 不可抗力によるか、又は正当な理由があるときは、受注者はすみやかにその事由を示して、発注者に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は発注者、受注者が協議して定める。

第７条（請負代金の変更） 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一　工事の追加又は変更があったとき。

二　工期の変更があったとき。

三　契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

四　中止した工事又は災害を受けた工事を続行する場合において、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき。

2　請負代金額を変更するときは、原則として、工事の減少部分については監理者の確認を受けた請負代金内訳書の単価により、増加部分については時価による。

第８条（履行遅滞及び違約金） 受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内にこの契約の目的物を引き渡すことができないときは、契約書の定めるところにより、発注者は、受注者に対し、延滞日数に応じて、請負代金額に対し年14.6パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

2　発注者が請負代金の支払を遅滞したときは、受注者は、発注者に対し、延滞日数に応じて、支払遅滞額に対し年14.6パーセント以内の割合で計算した額の違約金を請求することができる。

3　受注者が履行の遅滞にあるときは、この契約の目的物に生じた損害は受注者の負担とし、不可抗力の理由によってその責めを免れることはできない。

第９条（発注者の中止権及び解除権） 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又はこの契約を解除することができる。この場合、発注者は、これによって生じる受注者の損害を賠償する。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもって受注者に通知して工事を中止し、又は相当の期間を定めて受注者に催告したうえでこの契約を解除することができる。ただし、その期間の経過時における債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。

一　受注者が正当な理由なく、着手期日を過ぎても工事に着手しないとき。

二　工事が正当な理由なく著しく遅れ、工期内又は期限後相当期間内に、受注者が工事を完成する見込みがないと認められるとき。

三　受注者がこの契約に違反したとき。

3　次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、書面をもって受注者に通知して直ちにこの契約を解除することができる。

一　受注者がこの契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

二　受注者が建設業の許可を取り消されたとき又はその許可が効力を失ったとき。

三　資金不足による手形又は小切手の不渡りを出す等受注者が支払いを停止する等により、受注者が工事を続行できないおそれがあると認められるとき。

四　受注者が暴力団、暴力団員その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に属したり、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すると認められるとき。

五　反社会的勢力が受注者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

六　前各号に掲げる場合のほか、民法第542条第１項各号の事由が発生したとき。

4　この契約を解除したときは、工事の出来形部分は発注者の所有とし、発注者、受注者は協議のうえ清算する。

第10条（受注者の中止権及び解除権） 受注者は、発注者が前払又は部分払の支払いを遅滞し、相当の期間を定めて、書面をもって催告してもなお支払いをしないときは、発注者に書面をもって通知し、工事を中止することができる。

2　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて発注者に催告したうえでこの契約を解除することができる。ただし、その期間の経過時における債務の不履行が軽微であるときは、この限りでない。

3　次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は、書面をもって発注者に通知して直ちにこの契約を解除することができる。

一　受注者の責めに帰すことができない工事の遅延又は中止期間が工期の３分の１以上、又は２ヶ月に達したとき。

二　発注者が工事を著しく減らしたため、請負代金が契約時の３分の１以下となったとき。

三　発注者が請負代金の支払い能力を欠くおそれがあると認められるとき。

四　発注者が反社会的勢力に属したり、反社会的勢力と社会的に非難される関係を有すると認められるとき。

五　反社会的勢力が発注者の経営に実質的に関与していると認められるとき。

4　前３項の場合においては、受注者は発注者に損害の賠償を求めることができる。

5　第２項又は第３項による契約解除については、前条第４項の規定を準用する。

第11条（紛争の解決） この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によってその解決を図る。この場合において、審査会の管轄について発注者と受注者との間で特別の合意がないときは、同法第25条の９第１項又は第２項に定める審査会を管轄審査会とする。

2　発注者又は受注者が前項により紛争を解決する見込みがないと認めたとき、又は審査会があっせん若しくは調停をしないものとしたとき、又は打ち切ったときは、発注者又は受注者は、仲裁合意書に基づいて審査会の仲裁に付することができる。

第12条（補則） 発注者、受注者、監理者は、この契約の運用に当たっては関係諸法令を遵守し、この契約の解釈は関係諸法令にできる限り適合する形で行う。

2　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者が協議のうえ定める。

第13条（特約事項）

日本法令　建設26-2N　2020.03改